

○富山県民生涯学習カレッジ条例

昭和63年7月2日

富山県条例第22号

改正 平成5年3月26日条例第31号

平成12年12月20日条例第49号

平成15年12月19日条例第63号

平成24年12月12日条例第91号

富山県民生涯学習カレッジ条例を公布する。

富山県民生涯学習カレッジ条例

富山県生涯学習センター条例（昭和56年富山県条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、富山県民生涯学習カレッジの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 県民に自主的な生涯学習活動の機会と場所を提供し、もつて生涯学習の振興に資するため、富山県民生涯学習カレッジ（以下「生涯学習カレッジ」という。）を設置する。

2 生涯学習カレッジは、本部及び地区センターをもつて構成する。

3 地区センターは、富山県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）に併設されるものとする。

（平12条例49・一部改正）

（名称及び位置）

第3条 本部は、富山県民生涯学習カレッジ本部と称し、富山市に置く。

2 地区センターの名称及び位置並びに地区センターを併設する県立高等学校の名称は、次のとおりとする。

名称	位置	地区センターを併設する県立高等学校の名称
富山県民生涯学習カレッジ新	魚津市	富山県立新川みどり野高等学校

川地区センター		
富山県民生涯学習カレッジ富山地区センター	富山市	富山県立雄峰高等学校
富山県民生涯学習カレッジ高岡地区センター	高岡市	富山県立志貴野高等学校
富山県民生涯学習カレッジ砺波地区センター	小矢部市	富山県立となみ野高等学校

(平12条例49・全改、平15条例63・平24条例91・一部改正)

(事業)

第4条 本部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する情報を収集し、及び提供すること。
- (2) 生涯学習に関する調査研究を行うこと。
- (3) 生涯学習に関する全県的又は先導的な講座を企画し、及び立案すること。
- (4) 生涯学習に関する技術的及び専門的な知識、資料等を地区センターに提供すること。
- (5) 生涯学習に関する指導者を育成すること。
- (6) 生涯学習関係団体との連絡調整を図ること。
- (7) 生涯学習に関する事業を放送により行うこと。
- (8) 映像資料を収集し、及び提供すること。
- (9) 視聴覚教材を制作すること。
- (10) 映像センター及び学習室を利用に供すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習カレッジの設置の目的を達成するために必要な事業

2 地区センターは、富山県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める区域において、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習に関する情報を提供すること。
- (2) 生涯学習に関する相談に応ずること。
- (3) 生涯学習に関する講座を開設すること。
- (4) 生涯学習に関し、併設する県立高等学校との連携協力を図ること。

- (5) 生涯学習関係団体との連絡調整を図ること。
- (6) 学習室を利用に供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習カレッジの設置の目的を達成するために必要な事業

(平5条例31・平12条例49・一部改正)

(職員)

第5条 生涯学習カレッジに、事務職員その他の所要の職員を置く。

(利用の制限)

第6条 富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、生涯学習カレッジの管理上支障があると認めるときは、その利用を制限することができる。

(平12条例49・一部改正)

(運営会議)

第7条 生涯学習カレッジの運営に関する基本的事項を調査審議するため、富山県民生涯学習カレッジ運営会議（以下この条において「カレッジ運営会議」という。）を置く。

- 2 カレッジ運営会議は、委員15人以内で組織する。
- 3 カレッジ運営会議の委員は、生涯学習に関し優れた識見を有する者及び公共的団体等を代表する者のうちから、教育委員会が任命する。

(平12条例49・追加)

第8条 地区センターの運営に関する基本的事項を調査審議するため、各地区センターごとに、地区センター運営会議を置く。

- 2 地区センター運営会議は、委員15人以内で組織する。
- 3 地区センター運営会議の委員は、生涯学習に関し優れた識見を有する者、公共的団体等を代表する者及び地区センターを併設する県立高等学校の関係者のうちから、教育委員会が任命する。

(平12条例49・追加)

(教育委員会規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平12条例49・旧第7条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

(平12条例49・旧附則・一部改正)

(事業実施の特例)

- 2 本部は、当分の間、第4条第1項各号に掲げる事業のほか、同条第2項第2号及び第3号に掲げる事業を行うことができる。

(平12条例49・追加)

附 則 (平成5年条例第31号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第49号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び附則の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第63号)

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第91号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。